

70 歳未満の皆さまへ

高額療養制度とは、

1か月あたり(1日～末日まで)に医療機関に支払った額が高額になった場合、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。ただし、食事療養費の標準負担額、差額ベッド代などは対象となりません。必要な方はあらかじめ『**限度額適用認定証**』の交付を受けて病院にご提示ください。

【申請窓口】

国民健康保険 : お住いの区市町村の国民健康保険
全国健康保険協会(協会けんぽ) : 健康保険証に記載された全国健康保険協会の各都道府県支部
健康保険組合・共済組合・国保組合など: 健康保険証に記載された保険組合

区分	対象者	1ヶ月あたりの自己負担限度額(月額)
ア	標準報酬月額83万円以上の方	252,600円 + (医療費-842,000円)×1% 〈多数該当: 140,100円〉
イ	標準報酬月額53万～79万円の方	167,400円 + (医療費-558,000円)×1% 〈多数該当: 93,000円〉
ウ	標準報酬月額28万～50万円の方	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈多数該当: 44,400円〉
エ	標準報酬月額26万円以下の方	57,600円 〈多数該当: 44,400円〉
オ	住民税非課税世帯	35,400円 〈多数該当: 24,600円〉

2023年4月現在

※〈 〉内の金額は多数月該当の場合

(過去直近12カ月で3回以上自己負担限度額を超えた月があった時、4回目から該当)

※ご不明な点は、入院・退院受付へお問い合わせください。